

# 第36回日本ストーマ連絡協議会 議事録

日時：平成29年7月11日（火）17：30－19：00

場所：コロプラスト株式会社 会議室

進行：ストーマ用品セーフティーネット連絡会 当番幹事 コロプラスト株式会社

議事：ストーマ用品セーフティーネット連絡会 副当番幹事 アルケア株式会社

参加：JSSCR－穴澤貞夫、前田耕太郎、幸田圭史、後藤百万、大村裕子 ※敬称略

JOA－谷口良雄(会長)、川村正司(副会長)、須田紗代子(副会長)

OAS－コロプラスト株式会社 森田聡、アルケア株式会社 福元真一

※配布資料 JSSCR－東京都備蓄資料(添付P-1,2)、OAS－7月7日付災害救助法資料(添付P-3,4)、JOA－提案議題

議題：

1) JSSCR 議題提案は無し

2) JOA

【報告】谷口：6月11～12日に埼玉で全国大会を開催、参加者300名。役員改正があり、新会長：谷口、副会長：川村、新副会長：須田、笹岡前会長は退任、高石元会長が再度執行理事に再選。

【JOAからJSSCRへの質問】

## ① 災害時の供給ストーマ装具等の標準化の進捗について

大村：前回の会合でJOAから提示のあった汎用装具に関しJSSCR災害対策委員内でアンケートを実施したが意見がまとまらず現在踏みとどまっている状態である。これは、都議会でストーマ装具の備蓄の話題が上がったとのことで、東京都生活福祉部計画課長新内氏からJSSCRに取材があり、面会し話を聞いたが、東京都の避難所3000箇所へストーマ装具の備蓄、3年毎の商品交換、避難所への商品運搬等を鑑みると汎用装具は無理があると判断されたためである。JSSCRとしても13ブロックあり地方自治での認識が大きく色々な問題があるため、全国の地方自治にアンケート等行いながら、もう少し時間をかけて検討したい。都として備蓄は検討できるが3年後のメンテ等でJOAの方とも話がしたいとのことだったので、東京都生活福祉部計画課長からJOA川村様に連絡を入れてもらうようお願いしている。

谷口：3年後に備蓄品を一気に破棄するのはなく部分的に入れ替えるとか東京都と意見交換をしたい。

川村：南海トラフ等地域差があるので、できる地区から取り組んではどうか。災害時にはメーカー倉庫がダメになった場合どうするか等早急に対策を進めたい。支援物資も3.11後宮城県では50種類ぐらい絞り込んで、熊本地震ではOASがもっと絞り込んでくれた。

大村：災害を考える時に大きな視点でとらまえる必要があるためデータを取って検討する必要がある。

須田：神奈川では市単位レベルまで公的備蓄と、自助にて個人備蓄を推進している。川崎も公的備蓄を開始した。少しずつ進めて行っている。

大村：神奈川のように一つ一つ対応できればいいが、全国になるとそうも行かない。

谷口：東京がモデルケースになるかは不明だが、まずは東京都の考え方を聞きして実態を明らかにして判断したい。

## ② 介護サービス担当者のためのストーマケア講習会についてHPに連絡先として掲載の「地域講習会事務局」の内容

幸田：学会のHP内でリンクが張られていないとのことだが、事務局に確認する。

【JOAからの依頼事項】

谷口：平成31年、JOA創立50周年にあたり、記念事業開催に向けて準備を進めているが、ご協力願いたい。記念事業（案）50周年記念冊子発刊、50周年記念全国大会(代々木)

3) OAS

森田：平成29年7月5日九州の大雨による災害につき、災害救助法が適用になったが、ごく一部の被災者にご支援申し上げた程度であった。今後も販売店共に情報共有を図って行く。

大村：赤木先生から連絡をもらったが状況を伺っていた。JSSCRのHPに災害対策情報を掲載する。

谷口：JOA福岡支部長、大分支部長からは、会員の被災はないとの報告あり。

※次回開催日、2017年11月14日(火)17:30コロプラスト社で開催。

以上

2017/4/27

災害救助用物資の備蓄状況

	備蓄方法	食料(食)	毛布(枚)	敷物(枚)	紙おむつ(枚)	生理用品(枚)
東京都備蓄 (H29.2現在)	都備蓄倉庫	3,330,000	330,000	790,000	370,000	720,000
	寄託倉庫	1,670,000	360,000	230,000	-	-
	ランニングストック	2,200,000	-	-	-	-
合計		7,200,000	690,000	1,020,000	370,000	720,000

東京都

福祉保健局  
生活福祉部 計画課長



新内康文  
しんない やすたけ

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001  
東京都庁第一本庁舎 北側 18階  
電話 (03) 5321-1111 内線 32-410  
直通 (03) 5320-4061 FAX (03) 5388-1403  
E-mail Yasutake\_Shinnai@member.metro.tokyo.jp

東京都

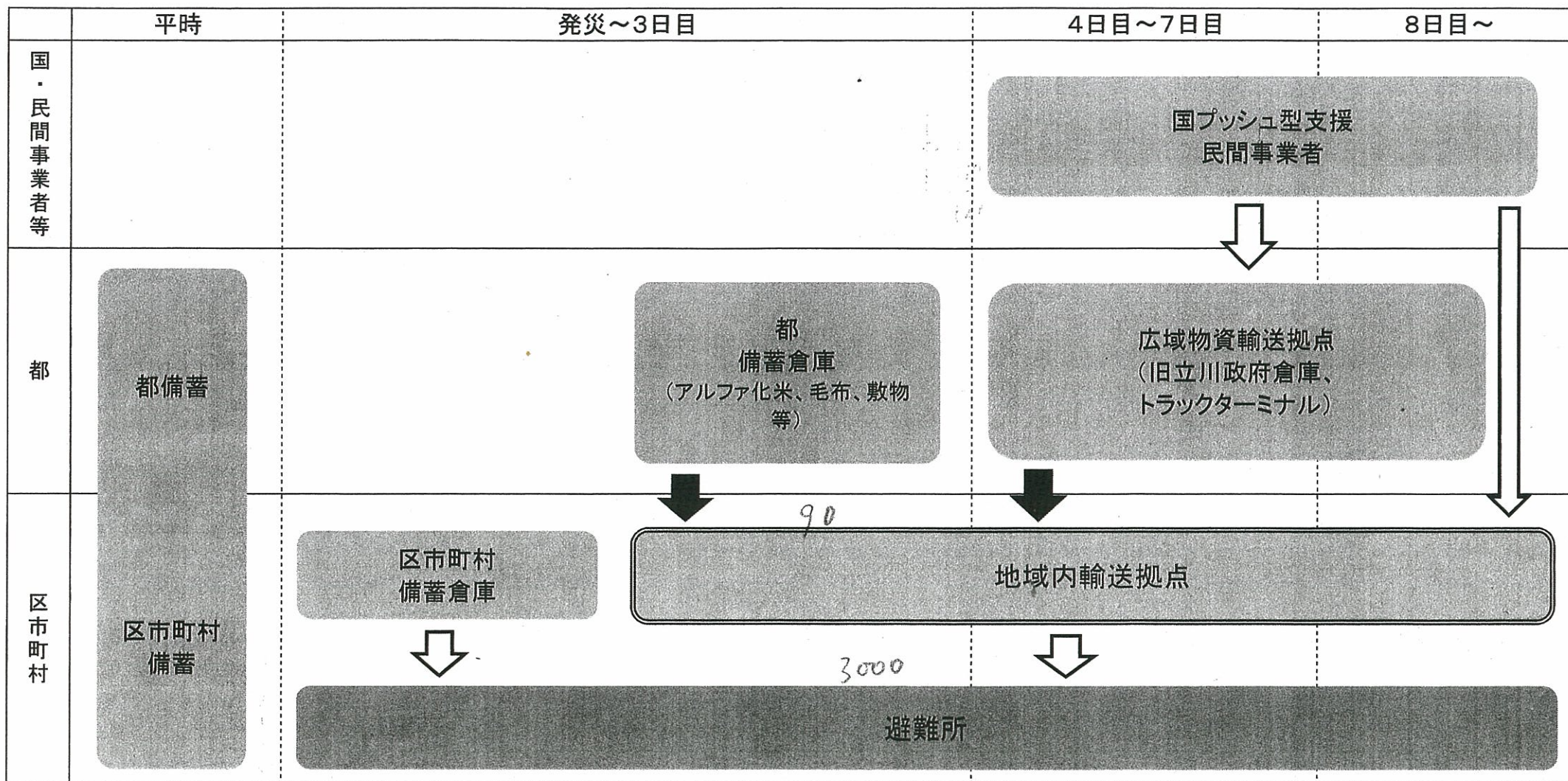
東京都 福祉保健局 生活福祉部  
計画課 課長代理  
(災害援護担当)



治田 計正

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001  
東京都庁第一本庁舎18階北側  
電話 (03) 5321-1111 内線 32-424  
直通 (03) 5320-4066 FAX (03) 5388-1403  
E-mail Kazumasa\_Haruta@member.metro.tokyo.jp

## 災害時における避難所避難者への災害救助物資等の基本的な流れ





平成 29 年 7 月 7 日  
内閣府（防災担当）

## 平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第 2 報】

### 1. 災害の概要

平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福岡県は 3 市町村、大分県は 2 市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福岡県】 朝倉市 （あさくらし） 朝倉郡東峰村 （あさくらぐんとうほうむら） <u>田川郡添田町</u> （たがわぐんそえだまち）	7 月 5 日	平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【大分県】 日田市 （ひたし） 中津市 （なかつし）	7 月 5 日	平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

（注）下線は今回追加適用分

### 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
高相、佐藤、原田  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）

# 災害救助法の概要

## 1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

## 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

## 3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

## 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

## 5. 国庫負担

- 救助に要した費用のうち、5割以上を国庫が負担する仕組みとなっている。